

第 5 章 排出場所における保管

5.1 事業場における保管

<p><廃石綿等></p> <p>排出事業者は、廃石綿等が運搬されるまでの間、特別管理産業廃棄物に係る保管の基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(参)法第 12 条の 2 第 2 項</p>
<p><石綿含有廃棄物></p> <p>[石綿含有産業廃棄物]</p> <p>排出事業者（元請業者）は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物に係る保管の基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(参)法第 12 条第 2 項</p>

【解説】

1. 特別管理産業廃棄物に係る保管の基準及び産業廃棄物に係る保管の基準を次に示す。
 - (1) 保管施設には、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の保管場所であること、積み上げ高さ、保管場所の責任者の氏名又は名称及び連絡先等を表示した縦横 60cm 以上の掲示板を設けること。（表示の例を図 5-1 に示す。）

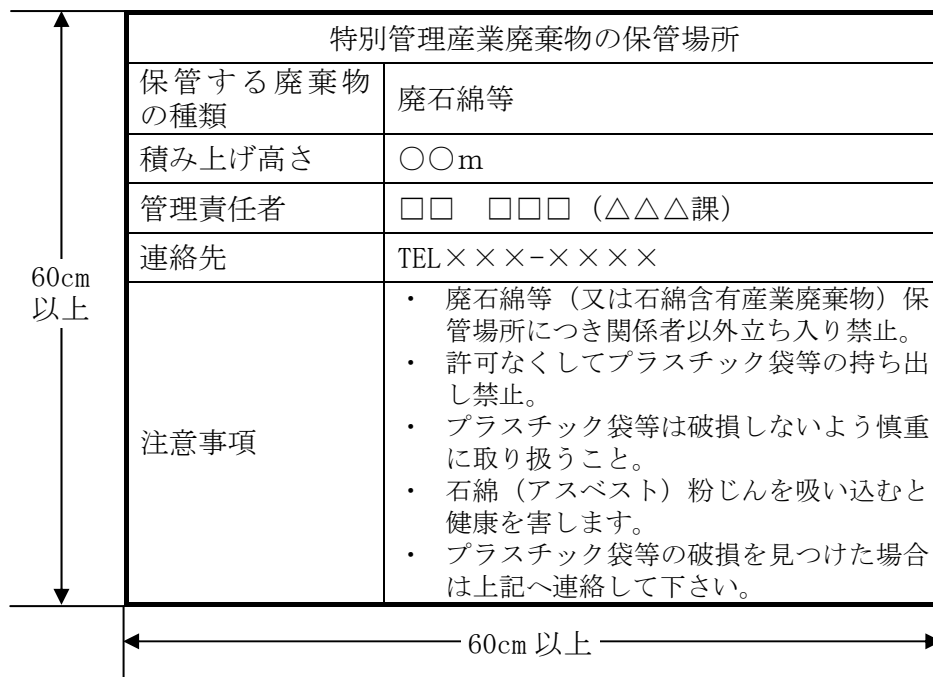


図 5-1 保管施設の表示の例

なお、囲いに廃棄物の荷重がかかる場合には、その囲いを構造耐力上安全なものとする。

(参)規則第8条第1号イ、ロ、第8条の13第1号イ、ロ

- (2) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の保管は、保管施設により行い、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じること。

(参)規則第8条第2号イ、第8条の13第2号イ

- (3) 石綿含有廃棄物を屋外において容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた石綿含有廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。なお、環境省令で定める高さとは次のとおりである。

- ① 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下。
- ② 廃棄物が囲いに接する場合（直接、壁に負荷がかかる場合）は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cmの線以下、2m以上の内側は勾配50%以下。

(参)規則第8条第2号ロ、第8条の13第2号ロ

- (4) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の保管場所にねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(参)規則第8条第3号、第8条の13第3号

- (5) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講じること。

(参)規則第8条第4号、第8条の13第4号

5.2 飛散防止

5.2.1 廃石綿等

排出事業者は、廃石綿等が運搬されるまでの間、廃石綿等の飛散を防止するため当該物を湿潤化させる等の措置を講じた後、次のいずれかの方法により廃石綿等の飛散の防止を図ること。

- ①十分な強度を有する耐水性の材料で二重にこん包する。
- ②固型化する。

(参)規則第8条の13第5号ニ

【解説】

1. 廃石綿等を湿潤化させる方法としては、散水、発じん防止剤散布等がある。
2. 廃石綿等を入れる耐水性の材料には、十分な強度を有するプラスチック袋又は堅牢な容器があり、積込・荷降ろし等の作業条件を十分に考慮して、容易に破損等のおそれのないものを使用する必要がある。
3. プラスチック袋は、厚さが0.15mm以上のものが望ましい。二重にこん包としたのは、袋の破損防止を図ることと、袋の外側に付着した石綿の飛散防止のためである。
二重にこん包する手順は次のとおりである。
 - (1) 石綿建材除去事業で発生する廃石綿等の場合
 - ① 除去等作業場において、発じん防止剤等により湿潤化させた廃石綿等をプラスチック袋の中に入れ、密封する。なお、この際袋中の空気をよく抜いておくことが大切である。これは、収集・運搬、処分の時に袋が圧力を受けて破損し石綿が飛散することを防ぐためである。
 - ② 作業場の出入り口に設けた前室で高性能真空掃除機等により、プラスチック袋に付着している粉じんを除去する。
 - ③ 保護衣等着脱室で、更にプラスチック袋をかぶせ密封する



図 5-2 二重こん包の例

(2) 特定粉じん発生施設において生ずる廃石綿等の場合

上の場合と同様に、袋中の空気をよく抜いて密封する。又、すぐに密封されない場合、プラスチック袋等は図 5-3 のような蓋のついた容器を用いて蓋をすること等により、排出の段階で飛散することを防ぐ。

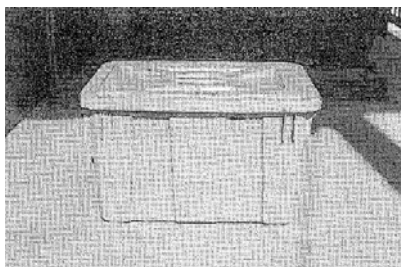


図 5-3 蓋のついた容器

4. 堅牢な容器とは、ドラムかん等の密閉容器をいう。
5. 固型化とは、コンクリート等による固型化のことをいう。固型化の要領は「第 8 章 最終処分 8.1.3(2) コンクリート等固型化」に示す。

5.2.2 石綿含有廃棄物

〔石綿含有一般廃棄物〕

石綿含有一般廃棄物を排出する者は、石綿含有一般廃棄物が運搬されるまでの間、二重袋に入れるなど石綿含有一般廃棄物の飛散の防止を図る。

〔石綿含有産業廃棄物〕

排出事業者（元請業者）は、石綿含有産業廃棄物の飛散を防止するため、石綿含有産業廃棄物が運搬されるまでの間、覆いを設けたり、こん包するなど必要な措置を講ずる。

（参）規則第8条第4号ロ

【解説】

1. 家庭において石綿含有一般廃棄物を排出した場合は、石綿含有一般廃棄物が運搬されるまでの間、二重袋に入れるなどして石綿含有一般廃棄物の飛散を防止する。なお、排出方法等は自治体（市町村）によって異なるため、詳細については当該自治体（市町村）に確認すること。
2. 排出事業者（元請業者）は、石綿含有産業廃棄物の飛散を防止するため、石綿含有産業廃棄物が運搬されるまでの間、次の措置を講じるものとする。
 - (1) 荷重により変形又は破断しないよう整然と積み重ねる。
 - (2) 飛散しないようシート掛け、袋詰め等の対策を講ずる。

5.3 容器等への表示

<廃石綿等>

廃石綿等を収納するプラスチック袋又は容器には、個々に廃石綿等である旨及び取り扱う際に注意すべき事項を表示するものとする。

(参)令第6条の5第1項第1号、令第4条の2第1号ニ、規則第1条の10

<石綿含有廃棄物>

[石綿含有産業廃棄物]

石綿含有産業廃棄物についても、廃石綿等に準じ、覆いや袋詰め容器等に石綿含有産業廃棄物である旨等を表示することが望ましい。

【解説】

1. 廃石綿等であることの表示は、その処理過程における不適正な取扱いを防止するための措置である。
2. 廃石綿等を収納するプラスチック袋等には下記事項を記入する。
 - (1) 廃石綿等であること
 - (2) 取扱い上の注意事項
 - (3) その他

容器の表示・例を図5-4に示す。

特別管理産業廃棄物 廃石綿等 取扱い注意事項
① 廃石綿等は他の廃棄物と混ざらないよう留意すること。(混載禁止)
② 荷台での容器の転倒、移動を防ぐための措置を講じること。
③ 容器が破損した場合は、散水等で飛散防止措置を行うと共に、流出しないよう注意すること。
④ 容器の破損事故が起こった時は排出事業者に速やかに連絡すること。

図5-4 容器の表示例

3. なお、石綿障害予防規則第32条においても、事業者は、石綿等を運搬し、又は貯蔵するときは、当該石綿等の粉じんが発散するおそれがないように堅固な容器を使用し、又は確実な包装をしなければならないとし、当該容器又は包装の見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示しなければならないとしている。

4. 石綿含有産業廃棄物については、容器等への表示の義務はないが、石綿含有産業廃棄物の混入や飛散を防止するために、廃石綿等に準じて、覆いや袋詰め容器等に石綿含有産業廃棄物である旨及び取り扱う際に注意すべき事項を表示することが望ましい。